

令和5年1月12日

令和4年度「被保護者健康管理支援事業
に関する担当者会議」

資料5

大田市における 被保護者健康管理支援事業の取り組み

大田市福祉事務所

大田市役所 健康福祉部 地域福祉課 保護係

現業員／保健師 矢田 純子



世界遺産：石見銀山 三瓶山

温泉津温泉 サンドミュージアム



平成17年10月に、大田市、仁摩町、温泉津町が合併して誕生
人口：32,838人 世帯数：15,557世帯 高齢化率：40.7% (令和4年12月1日現在)
総面積：435.34 k m² (令和2年10月1日現在)

- 保護の状況 (令和4年12月1日現在)
受給者数：259名 世帯数：216世帯 保護率：7.9%

○ 実施体制

大田市役所 健康福祉部 地域福祉課

→指導監査係・障がい者福祉係

→総務福祉係 **生活困窮者支援担当** 福祉介護推進支援員：1名

子どもの貧困対策部局 地域福祉コーディネーター：1名

→保護係 査察1名 現業員4名 **健康管理支援員（管理栄養士：会計年度職員）1名**
就労支援員（警察OB）：1名、レセプト点検員：1名

○ 経緯

平成31年4月 保護係に保健師配置 福祉介護推進支援員配置

令和2年4月 地域福祉コーディネーター配置

令和3年1月 事業開始／大田市被保護者健康管理支援事業実施計画 策定

4月 大田市被保護者健康管理支援事業 開始 管理栄養士配置

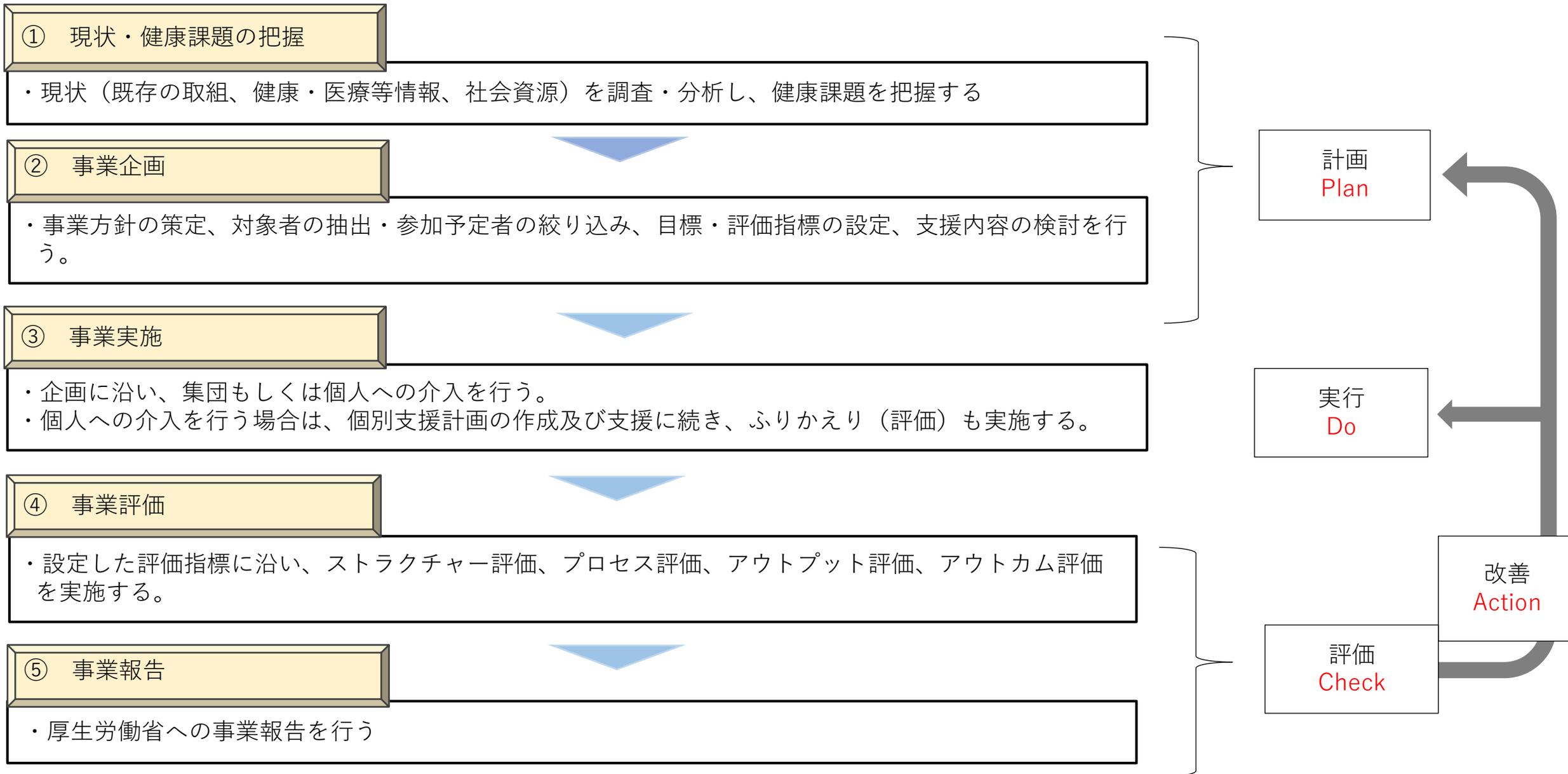
COCOEMI開始 / こねくと開始

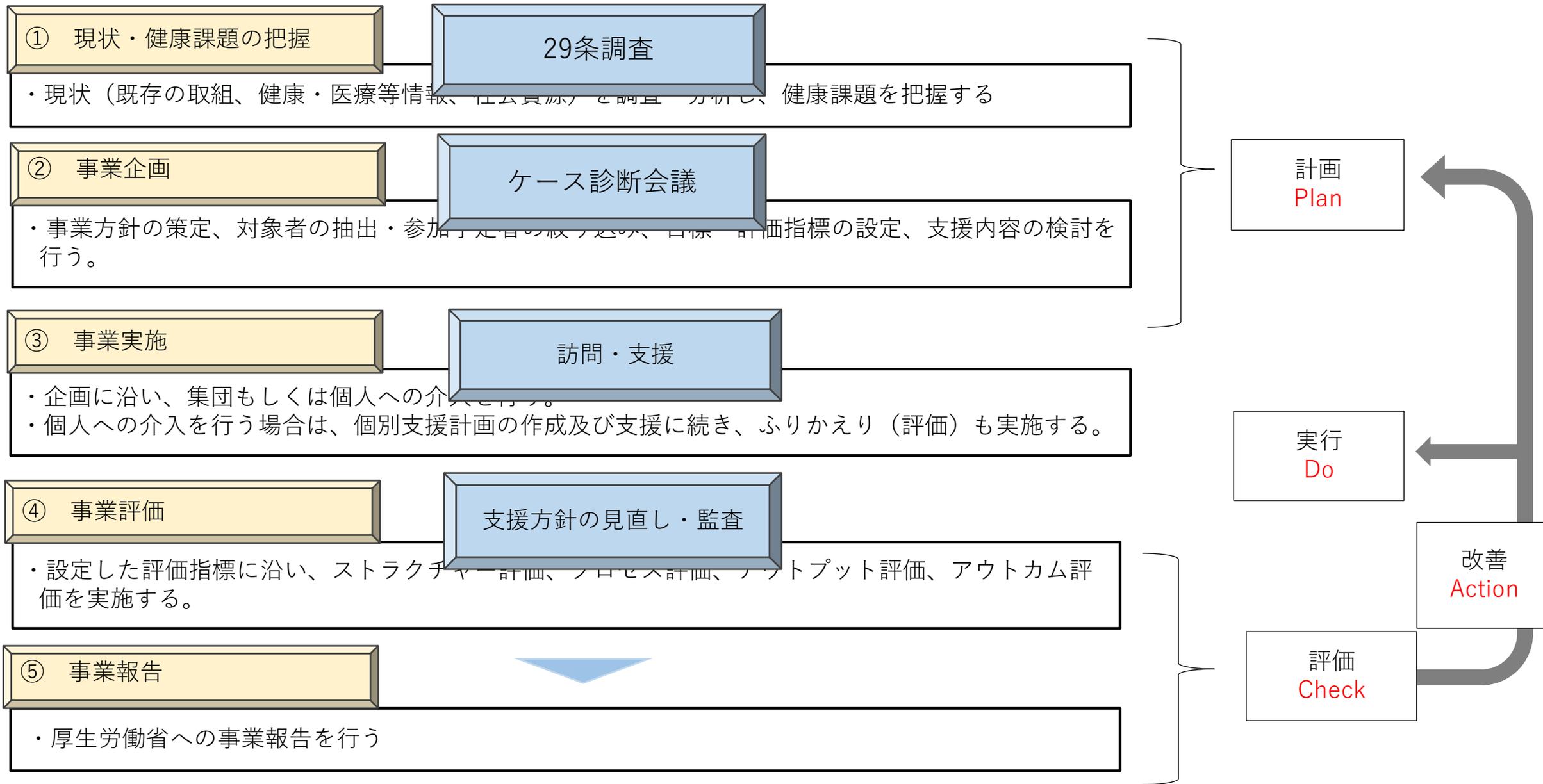
* 市町村に所属する常勤保健師（令和4年度保健師活動領域調査より）

全国：20,957人 うち福祉事務所 237人（1.1%）

島根：232人 うち福祉事務所 2人（0.9%）

被保護者健康管理支援事業の進め方（被保護者健康管理支援事業の手引きより）





① 現状・健康課題の把握

○ 把握の方法

- ・ 受給率、保護の動向 → 島根県「県内の保護の動向」より
- ・ 疾患、処方薬、近年の疾病等の情報
→ レセプト点検員、嘱託医（一般・精神）、近隣医療機関M S W、P S Wより
- ・ 過去の台帳、生活実態、受給者が抱えている困難等日々の情報
→ CW、S Vより
- ・ 健康診査、がん検診受診状況、死亡統計等
→ 健康増進部局より
- ・ 要保護児童対策地域協議会の情報 → 児童福祉部局より
- ・ 就学後のこどもたちの情報 → 教育委員会より
- ・ 地域の求人、就労状況について → ハローワークより
- ・ レセプトデータ分析 → 外部委託機関より

○ 明らかになった現状・課題

○平成25～31年度の生活保護申請からわかる新規申請時の傾向

「男性」「単身」「60代」「自営業、頻回の転職」「健康問題からの離職」

「女性」「単身（死別または離別）」「後期高齢者」「年金受給額が低額」

○保護申請時の疾患

高血圧性疾患、糖尿病等の生活習慣病が上位を占める。

大田市国民健康保険加入者と大差はない。

○保護開始時未受診者の受診動向

申請時に受診のなかった被保護者の約半数は、申請後も未受診が継続。

○死亡理由

大田市全体の死亡順位と被保護者の死因を比較すると、大きく異なるのは「自死」の少なさ。

○ 明らかにになった現状・課題 ②

○ がんの状況

保護開始後にがんが発見された被保護者の多くは、進行がんであることが多いものの、がん検診受診者数は極めて少ない。

○ 介護保険サービス利用者について

被保護者の49.8%は65歳以上　うち40.7%は介護保険サービスを利用

○ 頻回多受診者の状況

頻回多受診者は、年間数人。

○大田市福祉事務所ケースワーカー聞き取りより ①

親族、支援者、地域から孤立している

- ・離婚、虐待、DV、金銭問題等の家庭内、親族内のトラブルが長期間継続し、扶養親族との関係が断絶している。
- ・保護受給中であることを周囲に知られたくない、自治会費を支払えない、近隣トラブル等の理由から自治会に加入しないことも多く、市広報や地域の情報が届かない。
- ・地域活動に積極的に参加している被保護者はごく少数で、特に男性は参加が見られない。
- ・計画的な支出が困難で、保護受給後も生活費に困窮することが続く被保護者が一定数ある。

○大田市福祉事務所ケースワーカー聞き取りより ②

生きがいや楽しみを見つけにくい

- ・ 疾病等をきっかけに離職しており、十分な収入を得られるだけの就労に至ることが難しい。

日中、「暇を持て余す」状態から多量の飲酒、喫煙につながりやすい。

- ・ 将来的な生活に前向きな気持ちを持ちにくく、「生きがい」を持ってない被保護者が多い。

生活全般に支援を要している

- ・ 食事や洗濯、ゴミ出しといった生活全般に困難を来たし、「ゴミ屋敷」状態の老朽化が進んだ家屋で生活をする被保護者も多い。

入浴や歯磨きなど清潔面に課題を抱える被保護者も多い。

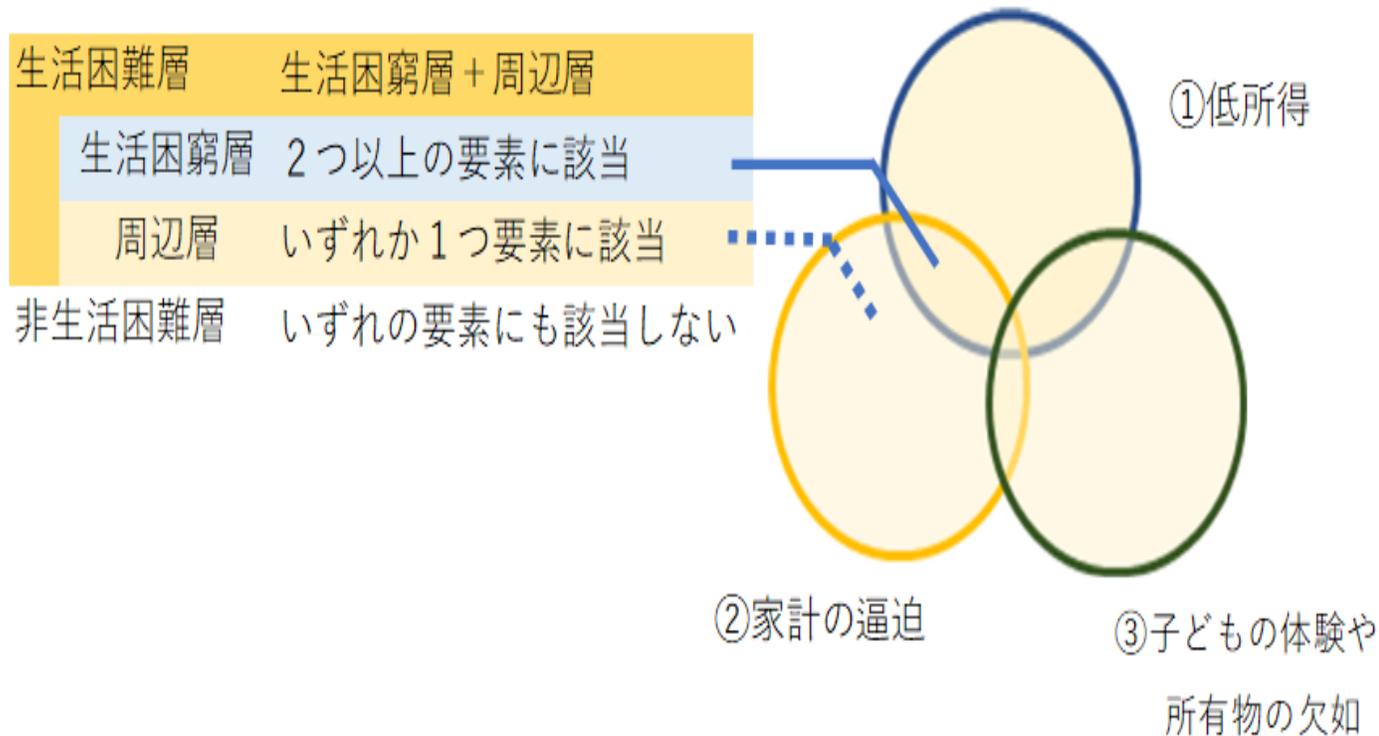
- ・ アルコール依存症や何らかの精神疾患を有する可能性があるものの、受診に至らない者が多い。

- ・ 保護開始後、関係者の支援から療育手帳の取得や障害年金申請に至った被保護者が複数ある。知的障がいや精神障がい、発達障がいを有しているが、必要な支援につながっていなかった可能性がある。

○ 子どもの状況

- ・ 全被保護者における子どもの割合 7.4% (平成27年度) → 12.0% (令和元年度)
- ・ 若年層 (19~39歳) の割合 約1割
- ・ 小学生~高校生までの子どもの中に「生活困難層」が32.4%存在する

「島根県子どもの生活に関する実態調査」より



【生活困難の定義について】

生活困難層 (生活困窮層、周辺層)、
非生活困難層の分類

「島根県子どもの生活に関する実態調査」より

② 事業企画

《計画の目標》

自立した生活を送るために、被保護者が自身の健康に関心を持つこと

世代間の貧困の連鎖を防ぐこと

関係機関との連携による支援体制を構築すること

《事業方針》

○生活習慣病の重症化予防、がんの早期発見により早期治療につなげる

ア 健診受診勧奨

- ・ 健康診査、がん検診受診方法を説明した「被保護者向け健診受診ガイド」を作成し、対象者に送付。
- ・ 健康診査対象者、過去 3 年間の健診未受診者に対し受診勧奨を行う。

イ 医療機関受診勧奨

- ・ 受診が必要であるにも関わらず中断している者、保護開始後医療機関受診がない者等に対する受診勧奨を行う。
- ・ 新規保護被保護者に対しての医療面に関する聞き取り

ウ 保健指導・生活支援

- ・ 健康たよりの送付
- ・ 過去の健康診査、当該年度の健康診査の結果から糖尿病の診断があった者、糖尿病の治療中である者等に対する管理栄養士、保健師による個別指導
- ・ その他支援が必要と判断される者（下記に該当）に対する生活支援
栄養・口腔・運動面で改善が必要な者、過量飲酒や依存症が疑われる者、社会的に孤立している者、健康問題に無関心な者、未成年の者 等

エ主治医と連携した保健指導・生活支援（重症化予防）

- ・糖尿病のコントロール不良の者、糖尿病性腎症の可能性のある者

○ 保護受給中の子どもに対して、関係機関と情報共有を行いながら支援を行う

ア健診受診勧奨

- ・乳幼児健康診査受診勧奨

イ医療機関受診勧奨

- ・必要な医療機関受診が行われるよう、保護者への受診勧奨を行う

ウ保健指導・生活支援

- ・子どもの居場所への参加を促し、生活習慣や学力の向上の場を提供する
- ・子どもの居場所における栄養士、保健師の栄養指導、保健指導を行う。

○ 関係機関との連携体制の構築

ア 健診受診勧奨 イ 医療機関受診勧奨

- ・ 主治医よりの健診受診勧奨の依頼

(精神科受診中の被保護者に対しては、内科での健診受診勧奨を依頼)

ウ 保健指導・生活支援

エ 主治医と連携した保健指導・生活支援 (重症化予防)

- ・ 糖尿病のコントロール不良の者、糖尿病性腎症の可能性のある者について、健康増進部局と連携した糖尿病性腎症重症化予防事業の検討。

オ 頻回受診指導

- ・ 主治医との連携 ・ 医師会との協議

被保護者健康管理支援事業 年間スケジュール

年間事業 (県監査6~12月中) 通知(年によりタイミングが異なる)		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
大田市 W O	*健康たより(仮)の送付	これまで不定期に送付していた物を定例化及び内容を精査			全体通知 熱中症									
	*あなたの検診ガイド(仮)送付 健康づくり予定表+個別受診案内	がん検診の受診方法を詳しく説明した用紙を通知を個別に作成 健康づくり計画	対象者に送付(20~75歳) 健康管理支援事業の紹介チラシ					子宮がん乳がん個人案内(女子)						
健康増進課事業	がん検診	前: 電話・訪問による受診案内	対象											
	胃がん検診	× 40歳~	前 健診開始	前	前									
	肺がん検診	○ 肺がん40歳~ 結核65歳~	前 個人通知	前 健診開始	前		個人通知	前						
	大腸がん検診	× 40歳~	前	前	検診開始	前								
	子宮がん(個別)	○ 20歳~	検診開始	(通年)										
	子宮がん(集団)	○ 20歳~					個別通知	検診開始						
	乳がん(個別)	× 40歳~	検診開始	(通年)										
	乳がん(集団)	× 40歳~					広報周知	前						
	胃がんリスク検診	○ 40~75歳5歳刻み							検診開始					
	歯科検診 (歯科口腔検診)	○ 40~70歳5歳刻み 後期高齢医療加入者のみ	個人通知が行くと対象者が把握できないので受診案内せず											
予防接種	高齢者インフルエンザ	× 65歳~								接種開始				
	高齢者肺炎球菌	× 65歳~5歳刻み	接種開始	(通年)										
健診	特定健診	○ 40歳~		通知発送(仁摩・温泉)	前	通知発送(大田)	個別健診開始	前						
	肝炎ウイルス検診	× 40歳~				集団健診開始								
大田市 W O	ア) 健診受診動員	①健診未受診者(社保併用以外) ・過去3か年の未受診者 ・受診中断者 ・保護開始後受診ない者		電話・訪問等による受診動員(仁摩・温泉津受診者)		電話・訪問等による受診動員(大田受診者)		電話・訪問等による受診動員(大田受診者)			健康増進課より健診受診者情報提供		電話による再受診動員	
	イ) 医療機関受診動員	①保護開始後未受診の者 ②必要な受診が中断している者	対象者抽出(レセプトデータより)		訪問等により状況を把握、受診動員									
	ロ) (イ)に伴う医療機関受診同行(必要時)													
	ウ) 保健指導・生活支援	健康診査受診者 その他支援が必要と判断される者 ・栄養・口腔・運動面で改善が必要な者 ・過量飲酒や依存症が疑われる者 ・社会的に孤立している者 ・健康問題に無関心な者 ・未成年の者	対象者抽出 保健指導						メタボリックシンドローム基準該当者 → 保健指導の意向を確認の上、希望者に対し実施 基準非該当者、保健指導不参加者 → 健診結果の確認と生活習慣について全般的な保健指導・生活支援 受診者に全数訪問					
	エ) 主治医と連携した保健指導・生活支援(重症化予防)	・糖尿病のコントロール不良の者 ・糖尿病性腎症の者	糖尿病性腎症重症化予防事業との連携について協議											
	オ) 巡回受診指導(必須) ※新規受診者には上記随時対応	同一診療科15回/月以上の受診者												
データ収集・評価関連 予算関連		補助金要綱	決算報告		事業計画	サマリーレビュー					健診受診者数確定	開始時受診者数確定	年度評価指標の収集	

ア) 健診受診動員 イ) 医療機関受診動員 ウ) 保健指導・生活支援 エ) 主治医と連携した保健指導・生活支援(重症化予防) オ) 巡回受診指導(必須) ウ)~オ)は個別支援計画が必要 ア)イ)も必要に応じて作成。

④ 事業評価

【初年度の取り組み】

- ・ 検（健）診ガイドの作成、健康づくり予定表、健康手帳とともに送付
がん検診（胃・肺・大腸・子宮・乳）の受診勧奨

⇒ 受診者増加、疾患の早期発見

- ・ 健康診査の受診勧奨 → 受診者全数訪問とフェイスシート作成、保健指導
- ・ 全数通知に合わせた健康たよりの送付
（6月：がん検診・健康診査受診勧奨、栄養士の紹介、11月：減塩・醤油の塩分比べ、
12月：適度なお酒の量、3月：野菜を取ろう）
- ・ 主治医と連携した保健指導生活支援（重症化予防）
→ 健康増進部局と専門医を交えた体制協議
⇒ 薬局の処方箋、レセプト点検員よりの情報から対象者を抽出
治療状況についての確認、保健指導を実施
- ・ おおだすこやかプランを元にした生活インタビューを実施、生活状況の把握、課題の抽出

○生活インタビューの回答より

【インタビューで判明したよい現状】

- ・ 女性は親族、近隣と関係性が保たれている方が多い
- ・ 予想より多くの方がウォーキングをしている
- ・ 野菜を食べた方がよいとの認識がある
- ・ 多量飲酒、日中からの飲酒に対し罪悪感がある

(ほぼアルコール依存症状態にあるが、病識がない方が大半。「楽しい酒ではない」との認識がある)

【インタビューより判明した課題】

・ 残存歯がない、または少ない

→保護開始時点で、歯がない方が非常に多い。近年、申請時からマスク面接のため把握できていない。

【以前より把握していた課題】

- ・ 日中することがない（特に男性単身世帯）
- ・ 腰痛持ちの方が多い
- ・ 生活環境の改善（清掃・整理整頓が必要。日中から家が暗い、湿気が多い）が必要な家庭が多い
- ・ 金銭管理の重要性

② 事業企画

R4年度 重点的に取り組む点

保護開始後早期からの介入により、
生活面の再建含めた「自立のための」健康支援を行う

1. 保護開始後の世帯に対し、保健師・栄養士の訪問を全数実施
2. **歯科検診受診勧奨を追加**
3. ウォーキング等の運動の推奨
4. 基本的な生活面についての指導
5. 健康たよりの継続
6. **被保護者の自尊心の回復**

○子ども関連の取組

・「子どもと大人の交流の場づくり事業」第3の居場所づくり 「COCOEMI」（令和3年度～）

NPO法人に委託。

・内容：教科学習（日頃の宿題、復習）、食の学習（調理活動、食と健康に関する指導）、相談活動 1回/週

・対象：生活困窮世帯、ひとり親世帯等の小・中学生

・スタッフ：NPO職員、SSW、小中学校教諭免許所有者、調理師免許所有者

～学習、食の支援は大切だが、それに向かう子どものモチベーションの維持には家庭環境の影響が大きい。

○ 孤立の解消、自尊心の回復に関連する取組

- ・ 社会とのつながり応援事業「こねくと」（令和3年～）
- ・ 実施：大田市社会福祉協議会
- ・ 目的：様々な理由により、社会参加をすることに困難さを抱える方に、社会とのつながりづくりを応援するための居場所と活動プログラムを提供し、社会参加意欲の向上及び必要な支援を行う。
- ・ 対象：様々な理由により社会参加をすることに困難さを抱える方で事業への参加を希望される方
- ・ 調理、スポーツ、ゲーム、季節の行事等
- ・ スタッフ：社協職員、こねくとサポーター

○ 課題

- 人材確保の難しさ
- 専門職側の認識
- 県単位での取りまとめ
- CW、SVの負担増

令和4年7月26日付 厚生労働省社会・援護局保護課 社援発0726第3号

「生活保護法による保護の実施要領について」の一部改正について（通知） 令和4年7月26日付
厚生労働省社会・援護局保護課 事務連絡 「訪問計画に基づく訪問の取り扱いの見直しについて」

- 評価指標の設定が難しい